**RI第２６６０地区ロータリー学友会 会則**

第１条（名称）

本会の名称は「RI第2660地区ロータリー学友会」と称する。

第２条（目的）

本会の目的は、ロータリー活動又はロータリアンとの関わりによって培った経験を学友仲間と広く共有し、以下に掲げる活動を通じて、会員相互の親睦、交流、啓発を通じて自己研鑽に励み、地区及び地区内ロータリークラブとの連携によりロータリーの発展に寄与することとするとともに、将来のロータリアンとしての資質を磨き育むことを目的とする。

1. ロータリーとの「つながり」を保ちロータリークラブ・ロータリアンとの連携のもと広く社会への奉仕に向けた参加意識の向上をはかる。

② すべての大陸、文化、職業のリーダーとつながり自己研鑽に励む。

③ ネットワークと世界観を広げ見識を高める。

④ 世界中の地域社会に貢献する行動力を身につける。

第３条（会員）

　　　本会の会員は、正会員、特別会員をもって構成する。

第４条（正会員）

本会の正会員となるための資格は、以下のロータリープログラムの経験者でRI2660地区又は地区内ロータリークラブが推薦する者で、満１８歳以上のロータリアンでない者とする。なお、正会員を「学友」と称する。

1. 国際親善奨学金
2. 研究グループ交換（GSE）

③ ロータリーボランティア補助金、カール・Ｐ・ミラー助成金、ポリオプ

ラス補助金、個人向け補助金、ボランティア奉仕活動補助金、大学教員

のための補助金

④ [ロータリー平和フェローシップ](https://www.rotary.org/myrotary/ja/node/13426)

⑤ ロータリーの奨学金（グローバル補助金、地区補助金）

⑥ 職業研修チーム（VTT）

⑦ ロータリー青少年交換

⑧ [ローターアクト](https://www.rotary.org/myrotary/ja/node/902)

⑨ [インターアク](https://www.rotary.org/myrotary/ja/node/901)ト

⑩ [ロータリー青少年指導者養成プログラム](https://www.rotary.org/myrotary/ja/node/874)（RYLA）

⑪ 米山奨学生

第５条（特別会員）

　　特別会員は正会員の資格となるプログラムの経験者でロータリアンである

者とする。

第６条（役員）

　１　本会に次の役員を置く。

会長 　　 １名

副会長　　　　２名以内

幹事 　　 若干名

会計幹事　　　１名

会計監査　　　１名

ロータリアンアドバイザー　若干名

２　役員はロータリアンアドバイザーを除き正会員から選出するものとする。

３　任期中にロータリアンとなった役員は、その任期末までまたは改選まで　の間、役員の任に就くことができる。

第７条（役員の任期）

会長の任期は２年とする。ただし、1期を限度として再任を妨げない。

その他の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第８条（会員の責務）

会員は、学友としての品位を保ち、ロータリーの公共イメージの向上に

資するとともに、ロータリーの基本理念の体現に貢献しなければならない。

第９条（機関）

　本会には総会及び役員会を置く。

第１０条（総会）

総会は事業年度毎に必ず1回は行わなくてはならない。

第１１条（役員会）

役員会は事業年度に定期的あるいは必要に応じ行わなければならない。

第１２条（役員の選出）

役員の選出は役員会より推薦し、総会の過半数の賛成によりこれを承認する。

第１３条（会費）

　　１　正会員の年会費は特に定めず、諸活動における参加費は実費をその

都度徴収する。

２　特別会員の年会費は特に定めず、入会時協力金は1万円とする。

第１４条（運営費）

１　本会の運営費は、RI2660地区からの助成金および他の収入をもって

充当する。

２　事業計画及び予算計画並びに事業報告及び決算報告は財務委員会への提出を必要とし、年度毎にガバナーの承認を受けなければならない。

第１５条（禁止事項）

政治並びに宗教に係わる一切の活動は禁じるものとする。

第１６条（事業年度）

事業年度は、毎年7月１日より翌年6月30日迄とする。

第１７条（会則の改訂等）

会則は、役員会の起案により総会において改定することができる。

（附則）

　本会則は2017年5月13日制定し、同日より施行する。

本会則は2018年11月18日制定し、同日より施行する。

本会則は2022年8月10日に施行する。